

ファインシンターグループ

グリーン調達ガイドライン



目次

- 【1】はじめに
- 【2】ファインシンター サステナビリティ方針
- 【3】ファインシンター環境方針
- 【4】ファインシンター調達方針
- 【5】ファインシンタービジョン2030
- 【6】本ガイドラインの位置付け
- 【7】仕入先様へのお願い事項
 - 1. 環境マネジメントシステムの構築
 - 1-1. 法令順守
 - 1-2. 環境マネジメント体制の構築
 - 1-3. ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進
 - 1-4. 環境パフォーマンスの向上
 - 2. 物質の管理と規制物質の使用削減及び二酸化炭素排出量の削減
 - 3. 水資源インパクトの削減
- 【8】用語集
- 【9】お問い合わせ先

【1】 はじめに

日頃より、生産・調達活動に多大なご支援とご協力を賜りまして心から 御礼申し上げます。

私たちファインシンターは『ものつくりを通して社会に貢献する』という 理念をもとに、仕入先様との強固なパートナーシップを礎にしながら 革新的かつ高品質な製品とサービスの提供を念頭に、社会の持続可能な 発展への貢献に努めてまいりました。

このような中、我々を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており それらへの対応が求められております。

そこで、様々な変化に対応し、地球環境との調和を目指した事業の継続のために 昨年策定しました『ファインシンターグリーン調達ガイドライン』の一部を 改訂することとしました。

引き続き、仕入先様のご協力が不可欠となりますので 仕入先様におかれましては、弊社の理念並びに今回の策定の趣旨を ご理解いただいたうえで、今後ともより一層のお取り組みを お願い申し上げます。

令和5年3月14日

株式会社 ファインシンター 執行役員 生産調達管理センター長

勝山兼男

【2】ファインシンター サステナビリティ方針

ファインシンターは、企業理念「ものつくりを通してすみよい社会と人々の幸せに貢献する」をサステナビリティ方針として、事業を通じて社会課題に 貢献し、持続的成長に向けた取組みを継続します。

【3】 ファインシンター環境方針

- 1. 環境法令を順守するとともに、地域との環境調和をはかり 自然と共生できる社会に貢献します。
- 企業活動に伴う環境負荷を可能な限り少なくし 環境パフォーマンス向上のために目標を設定し、維持管理します。
 - ①カーボンニュートラルの推進
 - ②廃棄物の低減・リサイクル化
 - ③環境負荷物質の低減
- 3. ライフサイクルの視点を持ち、開発計画段階から環境負荷低減に配慮した生産活動に努めます。
- 4. 本方針を全従業員に周知徹底し、環境保護・生物多様性に関する意識を高め自覚と責任をもって継続的な改善に努めます。

【4】ファインシンター調達方針

- 1. 開かれた公正な取引
 - 取引を希望されるお取引先に対して公平な取引機会を提供します。 お取引先の選定は品質、原価、納期に加え、持続的な取り組み姿勢を 考慮します。
- 2. 相互協力と相互発展 お取引先とは相互発展のため、コミュニケーションを密に 信頼関係の構築をします。
- 3. 地域社会、地球環境との調和 お取引先様と連携した、豊かな社会づくり、環境保全や人権侵害の 排除につとめてまいります。

【5】 ファインシンタービジョン 2030

ファインシンターは環境方針に従い、時代の変革を支える ものつくり企業として、モビリティの脱炭素化・多様化、人びとの健康 及び地球環境に貢献することを目指し、以下の取り組みを掲げ、推進します。

1. 脱炭素社会の構築に向けた取り組み

二酸化炭素排出量の削減 (2013年度比)

2025 年度目標: ▲40% 2030 年度目標: ▲50%

2. 循環型社会の構築に向けた取り組み

廃棄物排出量の削減 (2010年度比)

2025 年度目標: ▲45% 2030 年度目標: ▲50%

水使用量の削減

3. 環境保全と自然共生社会の構築

環境負荷物質の使用量ミニマム化 コバルトレス材料の展開 物質管理の強化

【6】 本ガイドラインの位置付け

- ■グリーン調達とは、弊社が調達する原材料、部材、サービスについて 評価の高い仕入先様から優先的に調達することです。 評価となる項目は以下の点です。
 - (1)環境法規則・規範を順守している。
 - (2)環境負荷低減に取り組んでいる。
 - (a) 弊社が指定する申告対象物質の含有が管理されている。
 - (b)環境負荷の低減、二酸化炭素等の温室効果ガス(GHG)の 低減に配慮した原材料、部材、副資材、その他サービス (加工、熱処理、表面処理など)を提供している。
 - (c) 廃棄物の排出量低減に取り組んでいる。
 - (d) 水使用量の低減、排水浄化に取り組んでいる。
 - (e) 原材料、部材等の納入品に、いわゆる紛争鉱物の対象となる 物質が含まれる場合には、その調達先が明確になっている。
 - (f) その他の原材料、部材等に含まれる物質及び弊社に 納入いただく納入品を製造するための設備等の調達先が 明確である。
 - (3) ISO14001またはそれと同等の環境マネジメントシステムが 構築され実施されている。
- ■グリーン調達ガイドラインの位置付け

本グリーン調達ガイドラインは、ファインシンターグループとして 共通して仕入先様へお願いする内容をまとめたものです。

本ガイドラインの内容をご理解いただき、弊社のグリーン調達活動に ご協力いただきますようお願いいたします。

ファインシンターグループとは、以下の各社をいいます。

株式会社ファインシンター ファインシンター東北株式会社 ファインシンター三信株式会社 タイファインシンター株式会社 アメリカンファインシンター株式会社 精密焼結合金(無錫)有限公司 ファインシンターインドネシア株式会社

【7】 仕入先様へのお願い事項

ファインシンタービジョン 2030 を実現するためには 仕入先様のご協力が不可欠となっております。 そこで、本グリーン調達ガイドラインに、仕入先様へのお願い事項を まとめました。

仕入先様におかれましては、弊社のグリーン調達への取り組みに対し深い ご理解と、ご協力をお願い申し上げます。

1. 環境マネジメントシステムの構築

1-1. 法令順守

環境関連法令の順守をお願いいたします。 法令には仕入先様やファインシンターの各拠点が所在する 地方自治体等の定める条例や協定、ルールも含まれます。 法令順守は絶対条件となります。

1-2. 環境マネジメント体制の構築

ISO14001 または同等の第三者認証取得を基本とした 『環境マネジメントシステム』の構築をお願いいたします。 すでに構築済みの仕入先様におかれましては、運用の維持 レベルアップ、認証の更新をお願いいたします。 なお、第三者認証を取得されていない仕入先様は ISO14001:2015に準ずる仕組みを構築し実施してください。

1-3. ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

弊社は、原料の調達から製品の廃棄に至るライフサイクルの視点で製品の環境性を評価しながら、企業活動全般における環境影響の低減に努めています。この活動では、弊社のみの企業活動把握だけではなく、サプライチェーン全体における、ライフサイクル視点での環境影響の把握が必要となります。

従いまして、仕入先様の業態によって、環境マネジメントシステムの 構築要求内容が一部変わりますので、ご対応をお願いいたします。 ① 原材料や部材、副資材を納入いただいている仕入先様 仕入先様の生産プロセスのみならず、仕入先様の仕入れる 原材料等の仕入先様(二次仕入先様。以降三次、四次・・・)に 対しても、システムの一部に繰り入れられるよう、全体視点での 構築をお願いいたします。

ただし、その原材料が弊社からの支給材のみである場合は除外して いただいても結構です。

- ② 機械加工や熱処理、表面処理を行っていただいている仕入先様 そのサービスを行うプロセス全体におけるシステムを 構築ください。なお、使用する油・液類、刃具等についても 次項で管理していただくようにお願いいたしますのでシステムの 一部に繰り入れてください。
- ③ <u>その他の仕入先様</u> ISO14001認証に準ずるシステムの構築をお願いいたします。

1-4. 環境パフォーマンスの向上

環境パフォーマンスの向上に努めていただきますよう お願いいたします。

- ◇ GHG (特に二酸化炭素) 排出量の削減
- ◇ 廃棄物、排出物の削減
- ◇ 水使用量の削減
- ◇ 環境負荷物質のリスク削減
- ◇ 工場や職場の緑化推進
- ◇ 生物多様性保全活動の推進

弊社は、仕入先様にそれぞれのパフォーマンスデータのご提出を お願いすることがありますので、ご協力お願いします。

2. 物質管理と規制物質の使用削減及び二酸化炭素 排出量の削減

2-1. 物質管理

弊社に納入される原材料、副資材、部材など弊社製品となるものへの 環境負荷規制物質の使用に関しては、欧州をはじめとして各国で 法制化が進んでおり、その影響はますます大きくなるばかりです。 このような動きのなか、弊社では社会の要請や顧客の要求に従い すべての納入品の物質を管理いたします。

なお、製品そのものに含有される物質の管理だけではなく、弊社に 納入される製品を作製する工程で使用される物質の管理も お願いいたします。工程で使用される物質管理については 弊社からの問い合わせがあった場合にご報告ください。

(a)物質の管理及び報告

弊社に納入する製品に含まれるすべての物質の報告と管理を お願いいたします。

管理項目は構成する物質名称及び含有率、並びに物質の 調達先確認になります。

- ①原材料や部材、副資材などを納入いただいている仕入先様 納入品を構成する、すべての物質名、含有率をご報告ください。 弊社支給材100%の場合には、その旨をご報告ください。
- ②機械加工や熱処理を行っていただいている仕入先様 加工や熱処理に用いる加工液、焼入れ油、防錆油などについて それらを構成する物質成分、含有率をご報告ください。 これらは、それらの液や油を購入されている商社またはメーカーに お問い合わせいただき、ご報告ください。 なお、メーカーから原液を購入し、水や溶媒等で薄めて使用している 場合には、それぞれの原液成分でのご報告をお願いいたします。 弊社から薄めている倍率等をお伺いすることもあります。 なお、使用している刃具なども管理対象となりますが、刃具などの 製品に接触するが、弊社納入時には確実に含有、付着していない ものであれば、ご報告は不要です。

③表面処理(塗装、めっきなど)を行っていただいている仕入先様 処理に用いる液、塗料、めっき成分、薬品などについて弊社に製品を 納入していただいた時点で含有、付着しているものを構成している 物質、含有量をご報告ください。

中間工程で使用していても、弊社納入時には確実に含有、付着していないものであれば、ご報告は不要ですが、確実に含有していないことは仕入先様でご確認いただき、エビデンスを保管ください。

物質についてのご報告は「納入品成分構成報告書」にてお願いいたします。 弊社の指定する申告対象物質一覧及び「納入品成分構成報告書」は 弊社ホームページから閲覧、入手できますので必ず最新版でご確認 ご報告をお願いいたします。

弊社が指定する申告対象物質の含有有無も必ず明記ください。 物質のご報告で、企業秘密などの理由により開示いただけない場合には 製品を構成する物質のうち重量比10%未満については非開示成分と することができます。ただし、弊社の指定する申告対象物質が 含有されている場合には、非開示とすることはできません。 申告対象物質が含有されている場合には必ず、すべて開示ください。 また、労働安全衛生法施行令改正に伴い、無害であることが確実である 物質以外を含む場合には、それらもできる限り開示くださいますよう お願いいたします。無害であることが確実である物質は、弊社からは 指定することができませんので仕入先様でご確認をお願いいたします。

ご報告いただいた内容は、弊社顧客への報告及び弊社内での リスクアセスメント等に使用します。仮に規制物質が含有していたにも かかわらず、弊社に報告されていなかった場合、法的・社会的責任 損害賠償等の問題については、過失の有無にかかわらず すべて仕入先様の責となります。

弊社ホームページ https://www.fine-sinter.com/

(b) 申告対象物質の使用量削減

弊社申告対象物質を含有している場合には、それらの使用量を 削減する、または使用しないようにする検討をお願いいたします。 但し、現在流動しているものや流動が決定しているものに含有される 申告対象物質を削減または未使用のものに代替変更する場合は 工程変更や設計変更に当たりますので承認されるまでは切り替え等を 仕入先様の判断で行わないように、お願いいたします。 また変更内容によっては、弊社顧客の承認が必要になりますので 計画されましたら、できるだけ早期に弊社担当部署へ ご相談ください。顧客承認には数年を要するものもあり、顧客から 変更のための評価費用の請求をされることがあります。

(c) 二酸化炭素排出量の把握

弊社に納入される製品のすべてについて、GHG(温室効果ガス) 排出の削減に取り組んでいただくために排出量を把握してください。 GHGのなかでも、特に二酸化炭素の排出量の把握ください。 二酸化炭素排出量の把握には環境省がホームページで公開している 「サプライチェーン排出量算定の考え方」をご参考ください。 弊社は仕入先様にこれらについてのデータをご提出いただくよう お願いすることがありますので、ご協力ください。

(d) 原材料等の調達先の確認

弊社に納入される製品を構成する原材料や部材等および 弊社への納入品を製造するための設備等の調達先(国や地域)を 把握してください。

紛争鉱物に指定されているものに限らず、世界情勢の変化によって 国や顧客から禁輸措置や使用禁止措置等が実施されることが ありますので原材料等の調達先、サプライチェーンの把握、確認を お願いいたします。

3. 水資源インパクトの削減

中長期的には水資源の枯渇が重要な課題になりつつあります。 弊社では水資源インパクトの削減として水使用量の低減水資源の 循環・再利用の促進を推進しています。

仕入先様におかれましては以下の取り組みを、お願いいたします。

- 水使用量の把握と削減
 - ◇ 日常改善による各種取り組み
- ・ 水資源の再利用
 - ◇ 水の循環利用
 - ◇ 雨水の利用
 - ◇ 排水の浄化、水質向上
 - ◇ 水源、取水源の保全

【8】 用語集

グリーン調達:弊社が調達する原材料、部材、サービスについて 評価の高い仕入先様から優先的に調達すること。

- G H G: 温室効果ガス Green House Gas の略。 二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素など。
- S D S:安全データシート Safety Data Sheet の略。 労働安全衛生法等により化学物質等を譲渡又は提供する相手方に 作成・配布が義務付けられている。
- 申告対象物質:海外を含む法令、業界団体等、顧客により指定された物質。 弊社では「顧客要求によるもの」及び「労働安全衛生法施行令」 並びに「特定化学物質の観光への排出量の把握等及び管理の改善 の促進に関する法律(化管法)」「毒物及び劇物取締法」により 指定されたものとなっている。
- 物 質:製品を構成するもの。化学物質のこと。化学物質という名称は 化石燃料を元にした人工合成物であるとの誤認をしやすいため 当ガイドラインでは単に物質としている。
- 紛争鉱物: 重大な人権侵害を引き起こしている、または内戦や紛争や戦争に よって武装勢力や反政府組織の資金源となっている鉱物のこと。
- ライフサイクル(LC、LCA): Life Cycle(Assessment) のこと。 製品の生産から(原料から)廃棄までの環境影響を評価する 手法。

【9】 お問い合わせ先

株式会社ファインシンター 生産調達管理センター 調達・生製準進行部 調達管理室 生産管理部 安全・環境室

〒480-0303 愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11 TEL 0568-88-4355 (代表)